

【特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館 ユニット型 利用料金表】 1割負担

※1 下記利用料は、地域加算10.45が計算に含まれています。
 ⑨ 小数点以下、四捨五入
 ⑫ 1円未満切り上げ

要介護度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		⑬	1か月30日計算				
	基本報酬	4単位	8単位	18単位	14単位	6単位	12単位	30単位/月	5.90%	⑨×0.059	⑨+⑩	習志野市 地域加算	⑪×単価	利用料 (1割)	介護保険負担 限度額段階	自費利用料	月利用数		
	基本報酬	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	栄養ケア・ マネジメント加算	サービス提 供体制強化 加算	個別訓練加 算	口腔衛生管 理体制加算	①～⑧単 位合計	介護職員処 遇改善加算 単位	総単位数	単価 ※1	金額	利用料 (1割)	第1段階	居住費	食費	⑬+自費利 用料	1ヶ月合計利用料
要介護1	766	4	8	18	14	6	12	1	829	49	878	10.45	¥9,175	¥918	第1段階	¥820	¥300	¥2,038	¥61,140
															第2段階	¥820	¥390	¥2,128	¥63,840
															第3段階	¥1,300	¥650	¥2,868	¥86,040
															第4段階	¥2,300	¥1,700	¥4,918	¥147,540
要介護2	829	4	8	18	14	6	12	1	892	53	945	10.45	¥9,875	¥988	第1段階	¥820	¥300	¥2,108	¥63,240
															第2段階	¥820	¥390	¥2,198	¥65,940
															第3段階	¥1,300	¥650	¥2,938	¥88,140
															第4段階	¥2,300	¥1,700	¥4,988	¥149,640
要介護3	897	4	8	18	14	6	12	1	960	57	1017	10.45	¥10,628	¥1,063	第1段階	¥820	¥300	¥2,183	¥65,490
															第2段階	¥820	¥390	¥2,273	¥68,190
															第3段階	¥1,300	¥650	¥3,013	¥90,390
															第4段階	¥2,300	¥1,700	¥5,063	¥151,890
要介護4	960	4	8	18	14	6	12	1	1023	60	1083	10.45	¥11,317	¥1,132	第1段階	¥820	¥300	¥2,252	¥67,560
															第2段階	¥820	¥390	¥2,342	¥70,260
															第3段階	¥1,300	¥650	¥3,082	¥92,460
															第4段階	¥2,300	¥1,700	¥5,132	¥153,960
要介護5	1022	4	8	18	14	6	12	1	1085	64	1149	10.45	¥12,007	¥1,201	第1段階	¥820	¥300	¥2,321	¥69,630
															第2段階	¥820	¥390	¥2,411	¥72,330
															第3段階	¥1,300	¥650	¥3,151	¥94,530
															第4段階	¥2,300	¥1,700	¥5,201	¥156,030

【特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館 ユニット型 利用料金表】 1割負担

★ご利用者の状況により、下記の加算が追加される場合があります。

	基本単位数
口腔衛生管理加算	110/月
入院・外泊加算(6日限度)	246/日
初期加算(30日限度)	30/日
療養食加算	18/日
日常生活継続支援加算	46/日
精神療養指導加算	5/日
看取り介護加算(死亡日)	1280/日
看取り介護加算(死亡日前日及び前々日)	680/日
死亡日以前4日以上～30日以下	144/日

★その他自己負担金

事務管理料(毎月)	2,000円
個人持込テレビ居室設置料(毎月)	1,000円
個別外出付き添い(1回)	1,840円
買い物代行(1回)	300円
日用品・理髪料	実費

～介護保険負担限度額認定証をお持ちの方～

居住費・食費に関しては、ご利用者の世帯状況や年金収入の状況に応じて、4段階に区分されており、区市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

第1段階	生活保護受給者
第2段階	本人含む世帯の年収80万円以下
第3段階	本人含む世帯の年収80万円超266万円以下
第4段階	本人含む世帯の年収266万円超え

※ 入居者が世帯非課税であっても①配偶者(世帯分離をしている場合を含む)が課税されている場合、または②単身で1000万円超、夫婦で2000万円超の預貯金を保有している場合には、減免の対象外(4段階)となります。